社会福祉法人旭川松の木会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福法人 旭川松の木会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

- 第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受けた下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
 - 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額 を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

旭川市内	3,000円 (旅費費)
その他	3,000円 (旅費別途)

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

旭川市内	3,000円 (旅費費)
その他	3,000円 (旅費別途)

(改 廃)

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。